

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

一 趣旨

埼玉県立小児医療センターの新病院及び埼玉県立循環器・呼吸器病センターの新病棟の開設準備等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

二千二百二十二人 ↓ 二千三百六十三人（十百四十一人）

三 施行期日

平成二十八年四月一日